

広報



こじようめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集 秘書課 電話 (018876) 代 2100番
印刷所 湖 東 印刷所 電話 (018876) 2430番 一部 5円
郵便番号 018-17 毎月 1日・15日発行

人権モデル地区の指定なる

本年度モデル地区の指定を受けた。このため人権思想の普及や講演会、座談会を行う。また毎月十一日を相談日とするので気軽に出席していただきたい。

今月は五月十一日(水)午前十時午後三時まで役場第三会議室でいろいろな相談を受ける。

町の人権擁護委員はつぎのとおり
佐藤 勝太郎(雲二二〇)
小林 米蔵(雲七四一九)
小原正直(雲八四二五四六)
加藤 教蔵(雲八三三二二)
川村 アヤ(雲三六三五)

桐苗木五百本植樹去る四月二十七日、馬場目沢国有林(旧高瀬苗圃)で、五城目営林署、五城目森林組合、五城目町の共催のもとに植樹祭が行われた。

晴れ上った青空のもと、参加者も一八〇人を超す盛況で、〇・七haに五百本の桐苗木が植えられた。当日会場となった馬場目沢国有林地内の高瀬苗圃は、明治四十二年にオープンしてから六十八年の歴史を持っており、育てた樹種も、カラ松、くり、杉など町の山々の緑の維持に大きな役割を果たしてきた場所である。

山の荒廃は

自然回復を受ける

わが国の森林と林業のくわしい内容については、その道の専門家にゆだねるが、先の戦争中には軍需用材として、山々は伐採に伐採を重ねられた上に、戦争末期には、急ぐ必要のない事業の一つに放えられて植樹を停止したことがある。それが著しい山の荒廃を招き、戦後はそのため、国内各地でおびただしい風水害の誘因となった苦い国民的な経験がある。自然の回復を受けたのが反省や刺激となって、緑化運動が推進され、国、民

植樹祭の持つ意義

有林とも造林が盛んに行われるようになった。中でもわが町は人工林率八五%を誇り、全国でもトップレベルにある。

ウエイトを占める間接効用

森林と私たちの関係は、いわゆる直接効用といわれる木材生産であることは今も昔も変わらないが、今日の課題として間接効用がある。社会の都市化、工業化の進展にともない、国土保安、休養、観光、保健、環境浄化などの維持が第一義的な意味を持つようになってくる。

この町でも、いこいの森をはじめ、森林総合利用事業などで森山の公園化をはかり、自然対人間の格調高い調和に努める一方、中核林業事業の導入で、体系的な生産を図ろうとしている。

森林を木材生産工場として取り扱う前に、人間も森林も自然の生態系の一員であることを思えば、植樹祭の持つ意義は誠に大きいものがある。



町営住宅の

入居希望者募集

申込期限 五月十五日まで

五城目町では、住宅に不自由している方々の要望を受けて、神明前に木造平家一戸建を、五十一年度分として八戸建設しているが、このたびの内容により、入居希望者を募集しているのをお知らせしたい。

所在地 五城目町字神明前

種別 規格

第二種木造平家建(十五坪)物置(二坪)

家賃 月額 一万五千元

募集戸数 八戸

希望申込受付期間

昭和五十二年五月一日から

五月十五日まで

選考方法

五城目町町営住宅管理条例による。

入居期日

昭和五十二年五月十五日(予定)

入居者の資格

①五城目町に居住している者。

②敷金(家賃の三ヶ月分相当)および毎月の家賃の支払い能力のあるもの。

③入居者の収入額は、公営住宅の収入基準表による。

④現在住宅確保に困っていることが明らかなる者。

なお詳しく知りたい方は、役場産業建設部建設課住宅係にお問い合せください。

また申込書の様式については、担当課で用意してあるものをご利用いただきたい。

景気浮揚策に公共投資の拡大

中央線の着工など五億円で

去る四月二十八日午前十時から町民センターで昭和五十二年度町内部落会長並びに町政協力員による合同会議が開かれた。当日は各町内、部落などから八十九名が参加し、各々かかえている問題を出し合った。

冒頭、加賀谷町長から、今年の町政運営について基本的な考えが出され、景気浮揚策として公共投資の拡大を図るため中央線の道路に一億二千三百円、町営住宅の建築に約五千八百万円、雀籠運動公園整備に約五千万円などの事業を促進することを明らかにした。

発言の要旨はつぎのとおりである。

町政の運営説明

はじめに、加賀谷町長は昭和五十二年年度の町の運営について一時間におわたって述べた。それによると景気の停滞下で、町財政は厳しい。

本年度は、景気浮揚を促進するため公共投資の拡大を図る。そして高福祉の増進、生活環境の整備教育の振興、産業の振興など町民の要望に添って、限られた自主財源をもとにできるだけ補助事業にのせて、計画的、体系的に事業を実施し、町部と農村部の均衡のとれた環境整備を進めたい。

中央線の拡張に

一億二千三百万円

その概要は町部においては都市計画にもとづいた施策を中心に各事業を行う。

・中央線については如來寺移転跡地に道路を延長一五〇m、幅員8m築造と周辺の住家、商店の移転補償などに一億二千三百万円で行う予定である。

また町民センター前の雀籠線改

の改良工事を事業費一千九百七〇万円で実施。

・中村・中屋布(延長六五〇m、幅員六m)線の舗装一千二百万円・五一中下山内橋間の改良工事二千万円。

高千線・県代行事業五千五百万円
・坊村橋(延長四五m、幅員二五m)の下部溝一式、橋ゲタなど五千五百万円で行う。

恋地スキー場にスキーリフト設置

開設恋地スキー場のグレンデンスキーリフトを二千万円で設置する。また恋地生活改善センターが完成するに当たり、恋地、杉沢地区の住民に活用してもらうほか、スキーシーズンには食堂や休憩所にしたい。

福祉予算、昨年より

三三三〇万

・老人福祉医療費を昨年比三三三〇増の一千六百二十三万九千九百円を計上
・身障者用車イス一台一〇万円を町民センターに備付。
・寝たきり老人に特殊寝台六台貸与(三八八万円)
・老人集会所設置の補助に六〇万円(広ヶ野、谷地中、築地町)

育児手当 二百二十五万円
・妊産婦に栄養食品を支給 二百七十一万五千元
・住民皆検査 八百四十二万二千元
・寄生虫検査 五百六十四万円

役場庁舎の建設計画に着手

町の将来像にマッチした考えで対処するため本年度は町民各層からなる公共施設建設委員会を設けるなどその基本計画を作成したい

【要望事項】
広ヶ野に宅地造成しては

・宅地造成について、当部落で人口の流出があり、八郎瀧町へ二戸転出した。理由は宅地が高いくろんな面でも不便がある。もう少し安い宅地を供給するため広ヶ野地区に分譲地をつくってはどうか。

町：宅地造成するために鋭意力を入れていく。

広ヶ野も大へんよい環境である開発する場合には関係者に特段のご協力をお願いするように指導していただきたい。

県内で一番汚れが少い

・各河川の水質はどの程度汚れているのか。その数値はどのようになっているのかおしらせ願いたい町：生活排水による基準値と思うが昨年県で県内の河川を調べた。それによると本町は八カ所(戸村堰、富田橋下、大手橋下、広ヶ野橋下、坊村橋下、昭辰橋下、五城目橋下、馬場目川河口)で、国の基準からみればBOD三〇PPM以下、SSC七〇PPM、平均数値はBOD一・一PPM、COD一〇・五PPM、SS七・五PPM、PH七・三PPMと大幅に下回り、全県で一番清流と報告された。

ただ各事業所、工場などから出る排水が河川に流れるまでが問題があるので、沈澱槽なり浄化槽を設置するように今後は指導して行きたい。

農村部のゴミの収集は

・農村部におけるゴミの収集回数をややし、毎月収集日を定めてもらいたい。毎月変わるためいつもも収集場所に置いてしまう。

町：業者ともよく相談して善処したい。

転作を一〇〇％達成して

・米作の転作面積が昨年より十町歩多いが、米の売渡限度数量で、個人割当を完全消化すれば余り米を買い受けるのか、あるいは町全体で一〇〇％完遂すれば買い受けるのか説明してほしい。

町：一〇〇％達成するように町の段階でも全力をあげて取り組みたい。個人の消化がなければ追加割当の対象にならないのでよろしくご協力をお願いしたい。

景気に対応しながら工場誘致を

・誘致工場用地として造成したが最近の経済情勢から進出企業も来ない。工場進出がなくても現状のままにしておくのかおろかしたい町：若年労働力の流出防止や出かせぎ解消策として農村工業導入促進法によって土地の造成を行った。しかし、昭和四十八年の石油ショックに始まった景気の後退は企業活動をにぶらせた。

もう少し様子を見ながら誘致すべく対処しており、それまで地ならしなどとしてグラウンドなどに使いたい。

町営「神明前団地」

入居基準など決まる

本年度第一回町議会臨時会は、去る四月二十六日午前九時から開かれた。

提出された議案は、町営住宅建設条例の一部改正など四件についてであり原案どおり可決した。

議決された議案の内容はつぎのとおりである。

・議案第二十四号

(五城目町町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について)

昭和五十一年度から三カ年計画で神明前団地に町営住宅二十二戸の建設事業を実施している。

うち八戸が来月竣工の予定にともない、団地の名称を「神明前団地」とし、住宅の所在地を五城目町神明前九十五の一及び九十五の三と規定する。

・議案第二十五号

(五城目町町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について)

これは町営住宅の入居基準を定め公営住宅法施行令の一部改正により、公営住宅入居のための基準収入額が変わったことに伴うものである。

概要を見ると入居資格を得るための基準収入について、第一種町営住宅については、現行「二四、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円以下」であるのを「二四、〇〇〇円」を「二四、〇〇〇円以下」に改める。

第二種町営住宅については、現行「二四、〇〇〇円以下」とあるのを「二四、〇〇〇円以下」に改める。

・議案第二十六号

五城目町町営住宅使用条例の一部を改正する条例制定について

使用料の額は八戸とも一戸につき「月額一五、〇〇〇円」とする

議案第二十七号

(昭和五十二年五城目町一般会計補正予算第一号)

岩城町の町道舗装が完成



「道路が舗装され町もきれいになった」と、語る坂本さん

昨年の秋から工事を進めていた岩城町内の道路舗装と側溝の補修がこのほど完成した。

移動町民室のときも町内から要望事項として出され、一日も早く取りかかって欲しいという声が多かった。

この工事は、道路の総延長が三六・九m、側溝の長さ七二五mで工費およそ四百万円となった。

町内会会員の喜びもひとしお、「あらゆる面で大へんよかった。雨降りの場合、アスファルト舗装のため水はけがよくこどもたちの衣服が汚れない」

主婦坂本陽子(三十四才)という。

この完成を契機に町内のかかえる問題点が大きく前進し、会員お互いの信頼感がこれまで以上に増したと手ばなしの喜びである。

近くには野鳥の森があり、それに通ずるこの道路の役割もこと更大的なものとなる。

少年保護

育成委員決る

五城目警察署管内の五城目地区

「少年保護育成委員」が決まった

この委員は県警本部長の委嘱で、主として五城目地区内の「街頭補導活動」「環境の浄化活動」「列車やバス内の補導活動」「広報活動」などを通して、青少年の健全育成のために活動するものである

「青少年のたまり場」「不審な行動」「異性交遊」などでお気付きのことがあったら最寄りの委員に相談するなどして、町民みなで次代をになう青少年の健全育成のため、暖かいご理解と積極的なご協力をお願いしたい。

・五十二年度の委員は次のとおりである。

伊藤 富司(古川町) 雲四〇四九

分銅 良一(紀久栄町) 雲三四四七

阿部 孝順(湯ノ又) 雲四六六四

宮川庄太郎(帝釈寺) 雲三八五三

安東 誠(川原町) 雲二二二九

菊地 卓弥(田町) 雲二〇〇三

小野 ミヨ(新畑町) 雲二四九〇

高沢 キヤ(今町) 雲三六七一

吉岡 良一(築地町) 雲二二六五

千田安太郎(西野) 雲三〇九九

草皆 茂樹(帝釈寺) 雲二〇四七

千葉 茂(下山内) 雲七四〇四

福島 修(米沢町) 雲三三一七

渡辺 昭作(紀久栄町) 雲三三五〇

千田 峯夫(岡本) 雲三八五九

沢田石敏男(湯ノ又) 雲七七五三

荒川昭四郎(館町) 雲三九三三

大石 喜朗(下山内) 雲七四二六

一ノ関鏡子(久保) 雲四〇八三

阿部 三郎(田町) 雲三四七九

町民センター図書室のご利用を

町では、皆さんから本に接する

あなたも参加しませんか

～五城目町成人講座へのおさそい～

町では昨年成人男子を対象に学習希望を調査したところ多数の方が希望していることがわかった。ことしから下記学習内容で成人講座を開講するのでみなさんの参加をお待ちしている。

・申込 申込書に記入の上5月20日までに公民館内成人講座係まで届けてほしい。
・学習内容 (開設期間 昭和52年6月～昭和53年1月)

月	学習領域	時間	内容
6/11	開講式 ふるさと の文化遺産について	3	祖先の生活の歴史から現代社会基盤をなす文化について理解を深める
7/9	健康法について	3	現代生活で健康の大切なことそれを維持増進する方法を学習
8/27	生活と趣味	3	余暇の考え方、生かし方
9/3	暮らしに身近な法律問題	3	相続、財産、家族関係、近隣、町内のつきあいなど
11/19	町内自治会活動のあり方について	3	これからの町内会のあり方について学習
12/10	生活設計	3	これからの生活設計について学習
1/14	五城目町のこれから	3	町の長期計画に基づきこれからのあるべき姿について学習 内川成人講座と合同で行なう

昭和五十二年度卒浦大学院生募集

今年度の卒浦大学院生を募集するので希望者は公民館(雲四四一)

一へ申し込んでほしい。

▽募集人員 四十名(大正六年生まれで卒浦大学を卒業したもの)

▽主な内容

「楽読き」 「健康学習」

「施設見学」 「話し合い」

「映画会」など。

視聴覚教材用フィルムを活用を

みなさんの地域や職場で活用して

もらうため、視聴覚教材用フィルムの貸出しを行っている。

例えば、子ども会活動などで火災予防の宣伝を行う場合など大へん効果が期待される。

また、このたび十六映画技師の資格認定が行われ、多くの映写技師がおるので、併せて活用して

いただきたい。

くわしくは住氏課担当係まで

(雲二二〇〇)

来る五月二十日午前十時から交通事故巡回相談所を役場第三会議室で開設するが交通事故の被害者はもちろん加害者でもいろいろな相談を受けけるので、気軽にお願いしたい。

交通事故巡回相談所

～お気軽にどうぞ～

来る五月二十日午前十時から交通事故巡回相談所を役場第三会議室で開設するが交通事故の被害者はもちろん加害者でもいろいろな相談を受けけるので、気軽にお願いしたい。

くわしくは住氏課担当係まで

(雲二二〇〇)

全国植樹祭に参加して

収入役室長 佐藤 敏 英



「みんな育てるみどりの郷土」を大会テーマにして、第二十八回全国植樹祭が南紀那智高原を舞台に、絢爛豪華に、くりひろげられたのは、去る四月十七日(日)のことであった。

転じて初夏の風薫る紀州路にたつと、殊更にまぶしく心身にとまどいを感じるほどだった。大会当日は夜来の雨もすっきり上り、正に大会日和にふさわしい日本晴となり、朝五時に朝食をすませ四十人一組となって三重交通

の下で記念植樹を最後に正午前に無事終了した。多彩な祭典の姿みない進行を額に汗しながら見ていると、この日のためにの準備にどれほどの努力が払われたことか人ごとでない感慨にうたれ大会を支えた人々に心からの敬意を惜しまなかった。

みどりを育てることは国土保全水源かん養、大気浄化などに深いつながりを持ち、何よりも人の心に和やかなるおいを与えてくれる。みどりはしあわせの色だと思

う。

幸いわが郷土は先覚の努力によ

り、全国でも屈指の植林の盛んな

ところで、この点われわれは、意

識するとしなやかかわらず、大

変恵まれていることを、この全国

植樹祭を通じて深く再認識したこ

とであった。

ことができ、明るい南紀那智勝浦町を遙々と訪れた私は、コバルトの空と黒潮寄せるエメラルド色のはてしない海のたたずまいに、最初から魅せられっぱなしであった。まだ春が大地にしっかりと根づかない暗く厳しい東北の空から、一

農業者年金に入って 豊かな老後を

☆…農業者年金制度が始まってから、今年で…☆
 ☆…六年目を迎えた。本町には昨年五月経営…☆
 ☆…移譲年金受給者第一号が生まれた。年金…☆
 ☆…に入っている人は八九%と近隣町村に比…☆
 ☆…べるとトップクラスに入るが、百%加入…☆
 ☆…をめざしている。
 ☆…農業者年金のもっている制度的な意味と…☆
 ☆…その内容は次のとおりである。…☆

農業者年金は、農家の皆さんが
 老後の生活を安心してすごせるよ
 うに、また農業後継者に経営をま
 かせ優秀な農業経営者の確保(経
 営の若返り)と経営規模の拡大に
 よって農業の近代化を図るため作
 られたものである。
 本町では現在七十四人の農家の
 人が加入しており、そして昭和五
 十一年度から年金の支給が始まっ
 ている。農業者年金のうち経営移



佐藤 義三 さん

(年金支給額表)

保険料 納付済 期 間	保険料 納付総額	1 年 間 の 年 金 支 給 額				
		60歳~64歳		65 歳 以 降		
		経営移譲 年金 (A)	経営移譲 年金 (B)	農業者年金 年金 (C)	国民年金 付加年金 (D)	計 (B)+(C)+ (D)+(E)
5年の場合	55,800	312,000	31,200	39,000	12,000	294,000
6年の場合	75,600	332,800	33,300	46,800	14,400	303,600
7年の場合	105,000	353,600	35,400	54,600	16,800	313,200
8年の場合	139,440	374,400	37,400	62,400	19,200	322,800
9年の場合	178,920	395,200	39,500	70,200	21,600	332,400
10年の場合	218,400	416,000	41,600	78,000	24,000	342,000
15年の場合	415,800	520,000	52,000	117,000	36,000	390,000
20年の場合	613,200	624,000	62,400	156,000	48,000	468,000
25年の場合	810,600	780,000	78,000	195,000	60,000	546,000
30年の場合	1,008,000	936,000	93,600	234,000	72,000	624,000
40年の場合	1,402,800	1,248,000	124,800	312,000	96,000	624,000

※年金額は52年1月以降の額です。

(一時金の支給額表)

かけ金を納めた期間	一時金の額	かけ金を納めた期間	一時金の額
3年~4年	66,000円	10年~11年	275,000円
4年~5年	88,000円	11年~12年	308,000円
5年~6年	110,000円	12年~13年	341,000円
6年~7年	143,000円	13年~14年	374,000円
7年~8年	176,000円	14年~15年	407,000円
8年~9年	209,000円	15年~16年	440,000円
9年~10年	242,000円	(以下省略)	

になれば国民年金も受けられるの
 で一挙両得である。早く加入して
 よかった」と喜びを語っていた。
 これは経営移譲者の場合で本年
 度は二十九名のうち二十一名(七
 二・四%)が対象となる。ちなみに
 近隣町村の加入状況をみると、

八郎潟町	三九・七%
井川町	七一・六%
昭和町	八〇・一%
飯田川町	七八・九%
大瀧村	九八・一%
五城目町	八九・四%

どういう人が加入するか

必ず加入する人(当然加入)

これは、国民年金に加入してい
 て、五〇a(五反歩)以上の経営
 を行う人で、大正五年一月二日以
 降に生まれた経営主は必ず加入す
 る。

ただし、保険料を納める期間と
 の関係で年令的に加入できない場

合は農業委員会などに相談してほ
 しい。
 希望で加入できる人(任意加入)

五〇a(五反歩)以上の農業経
 営を行っている家の後継者や、面
 積は五〇a(五反歩)ないが、三
 〇a(三反歩)以上あって、その
 経営にかかる一年間の労働時間が
 七百時間以上ある人などが、希望
 によって加入できる。

かけ金は、ひと月

四十九年一月から十二月分

七五〇円

五十年一月から五十二年十二月分

一、六五〇円

五十二年一月から十二月分まで

二、四五〇円

五十二年一月から十二月分まで

二、八七〇円

五十四年一月から 三、二九〇円

後継者は有利

さらに農業のあとつぎを育てる
 目的で昭和五十二年一月からは、
 三十五歳未満のすでに加入してい
 る後継者や、これから加入する後
 継者は一般の人よりもかけ金が安
 くなる、つまり安い分だけ国が負
 担してくれる。

昭和五十二年一月から十二月分

一、七五〇円

昭和五十三年一月から十二月分

二、〇五〇円

昭和五十四年一月から

二、三五〇円

※農業者年金に加入した人は、国
 民年金の付加年金には必ず加入
 する。
 この付加年金のかけ金は
 ひと月 四〇〇円

前納が便利

かけ金は一年分まとめて(一月
 から十二月分)納めることができ
 る。

たとえば、でき秋の米代金から
 つぎの年の一年分をまとめて納め
 ると、納め忘れがなく安心である
 前納した場合はかけ金が割り引き
 される。

(一月から十二月まで)

五十二年分 一九、二四〇円

(一月から十二月まで)

五十二年分 二八、五六〇円

時効とは

かけ金は、定められた期限から
 二年過ぎると納められなくなる。
 そのため、将来年金を受けられな
 くなる可能性がある、期限まで
 きちんと納めていただきたい。

納める期間は

二〇年の期間が短縮し
 かけ金は六〇歳まで最低二〇年
 納める。ただし、年令が高くて二
 〇年納められない人(昭和十年一
 月一日以前に生まれた人)は、そ
 れぞれ期間が短縮される。

出かせぎ期間は

出かせぎに行くとき農業者年金の
 資格は喪失する。出かせぎから帰
 ればまた加入できるがその場合、
 出かせぎ先の事業所の証明書を持
 ってれば、その期間は「から期
 間」として年金を受けるとき必
 要期間に含まれる。

年金の種類と額

・経営移譲年金 六〇才から
 ・農業者老令年金 六五才から
 ・脱退、死亡一時金
 保険料三年以上納付者

▽経営移譲年金

かけ金を納めた期間が二〇年(大正五年から昭和九年生まれの人は各々三年から十九年)以上ある人が、六五才になるまでに経営移譲したときに支給される。

※計算方法
 大正五年から昭和九年生まれの人の場合
 二、六〇〇円×「かけ金を納めた月数÷(二四〇-被保険者期間)」

昭和十年以降生まれの人の場合
 二、六〇〇円×「かけ金を納めた月数÷(二四〇-被保険者期間)」

昭和十年以降生まれの人の場合
 二、六〇〇円×「かけ金を納めた月数÷(二四〇-被保険者期間)」

昭和十年以降生まれの人の場合
 二、六〇〇円×「かけ金を納めた月数÷(二四〇-被保険者期間)」

昭和十年以降生まれの人の場合
 二、六〇〇円×「かけ金を納めた月数÷(二四〇-被保険者期間)」

昭和十年以降生まれの人の場合
 二、六〇〇円×「かけ金を納めた月数÷(二四〇-被保険者期間)」

昭和十年以降生まれの人の場合
 二、六〇〇円×「かけ金を納めた月数÷(二四〇-被保険者期間)」

昭和十年以降生まれの人の場合
 二、六〇〇円×「かけ金を納めた月数÷(二四〇-被保険者期間)」

昭和十年以降生まれの人の場合
 二、六〇〇円×「かけ金を納めた月数÷(二四〇-被保険者期間)」

昭和十年以降生まれの人の場合
 二、六〇〇円×「かけ金を納めた月数÷(二四〇-被保険者期間)」

昭和十年以降生まれの人の場合
 二、六〇〇円×「かけ金を納めた月数÷(二四〇-被保険者期間)」

昭和十年以降生まれの人の場合
 二、六〇〇円×「かけ金を納めた月数÷(二四〇-被保険者期間)」

昭和十年以降生まれの人の場合
 二、六〇〇円×「かけ金を納めた月数÷(二四〇-被保険者期間)」

昭和十年以降生まれの人の場合
 二、六〇〇円×「かけ金を納めた月数÷(二四〇-被保険者期間)」

昭和十年以降生まれの人の場合
 二、六〇〇円×「かけ金を納めた月数÷(二四〇-被保険者期間)」

昭和十年以降生まれの人の場合
 二、六〇〇円×「かけ金を納めた月数÷(二四〇-被保険者期間)」



今後の苗代管理

昭和農業改良普及所 武石 技師

〔農業指導センターだより〕

四月の気温は平年に比べ、上旬は低温、中旬はやや高温で下旬は変動が大きい。

昨年の冷害では、苗質の差が作柄に大きく影響したため、今年は基本技術を中心にきめ細かな対策が重要である。

一、通気と温度管理

育苗では播種量も多くまた保温マットのかけすぎから、第一葉輪高(地面から第一葉の葉のつけねまでの高さ)をセンチ以上のも

のが多く見受けられるので、徒長軟弱にならないよう注意してほし

い。とくに大川、面湯地区は充分換気に留意して、これからの温度管理は二五度C以上にあけないよう

にしてほしい。その他の地区も同様である。また中苗は、一・一五葉頃から通気をして、徒長軟弱にならないよう育苗同様注意

してほしい。マットのかけ過ぎが目立って多いので、発芽揃いしたら早目に除去するようにしがち

した健苗をつくるようにしたい。

二、灌水方法

灌水は育苗の場合、育苗初期から中期にかけては、地温の高くならないように、徒長軟弱防止のため、回数を少なくし、一回に十分行なうよう注意してほしい。

毎日定期的にかけている方もあるが、根張りが悪く発根力の弱い苗が出来ますので十分注意が必要である。中苗も苗がヨリ状になる

ようにしたら灌水してほしい。町内では灌水のやり過ぎのため過湿になり発芽不良もあるもので、灌水には十分留意し本場に水分不足になるまで灌水はひかえめにす

る。

三、霜の対策

霜対策は、テレビ等で霜注意報が発令になったら、ビニールマッ

士を被した場合や、高温多湿の管理の場合は、苗立枯病の発生が多

く見られる。

リゾプス菌は特に高温多湿の条件下で発生が多くなる。最初はクモの巣状になり、症状が進むと箱の一部又は全面にカビが発生し

ひどくなると苗が枯れる。

今年、気温の変動も大きく発生条件が揃っているので十分注意し、もし発生をみたら初期に防除する。リゾプス菌の場合は、ダ

コニール水和剤を五〇〇〜一〇〇〇倍液に箱当り五〇〇CC灌注し防除する。

五、追肥について

葉数が一・五葉期頃になると追肥の時期である。追肥の量は、一箱当り、チッソ成分で一グラムを目安に施し均一な苗をつくるようにしたい。



苗の育成が早く、耕起も追われがち……(富田地区で)

六、本田施肥について

稲づくりの基本は健苗の早期移植ととも初期生育の促進にある。本田施肥も当然初期生育を促進させるようにしなければならぬ。

コンバイン体系で生ワラ施用田ではまず耕深を深く十五センチ程度に実施し、そして十

アール当り、ケイカル一五〇キロヨウリン六〇キロを施し地力増強に努めることが大切である。(土

づくりマップ参照)

施肥量は地域によつてちがいがあ

る(営農特集参考)が、チッソ

五〜七キロ程度施し早期追肥も大

切である。とくに本町の水田はリ

ンサン不足土壌が多く、これが初期生育を阻害している原因である

とみられるので、リンサンを多目に表土に施し初期生育の促進に結びつけていきたい。

七、坪当り株数は多目に

安定多収を得るには、どうしても穂数を確保しなければならぬ

それがためには、坪当りの株数を増やすことである。平垣部では坪

当り八〇株以上、山沿、山間部では八五株以上植付けするよう努力してほしい。

冷害を二度とくり返さぬためには、よく基本技術を守り手を抜かぬよう努めていただきたい。

六月から新しい印鑑証明の方式に

六月一日から新しい五城目町印鑑条例が施行される。それにより

一度登録を済ませると、証明書の交付を受ける場合は申請書に「印鑑登録証」を添えるだけで印鑑証明書が交付されるので、登録してある印鑑(実印)は持参する必要がない。

◎印鑑を登録するには

本人が直接自分の印鑑を登録するの

の。氏名をローマ字であらわした

職業、身分などの他事記載あるもの。

氏に称号(雅号)を組合せたもの。

氏名のまわりに生年月日、住所等の表示を組合せたもの。

◆印(押印の強弱により印影が太くなったり細くなったりする)。

◆印(押印の強弱により印影が太くなったり細くなったりする)。

◆印(押印の強弱により印影が太くなったり細くなったりする)。

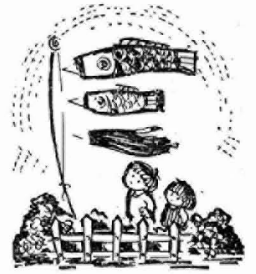
◆印(押印の強弱により印影が太くなったり細くなったりする)。

◆印(押印の強弱により印影が太くなったり細くなったりする)。

◆印(押印の強弱により印影が太くなったり細くなったりする)。

◆印(押印の強弱により印影が太くなったり細くなったりする)。

◆印(押印の強弱により印影が太くなったり細くなったりする)。



おしらせ

農作業(機械運転)は安全に

春の農繁期になりました。

農作業安全強調月間(四月二十日～五月十九日)を定めております。毎年農作業による事故が発生しておりますので十分に注意して稼働するよう心がけてください。

作業安全(事故防止)のため

一、作業前後には、機械施設を十分点検整備をして作業安全に努める。

二、トラクター、耕うん機は踏切での一旦停止、左右確認を必ず行い、道路運行中は他の車など

△戸籍シリーズ▽

本籍と筆頭者の氏名について

問い：戸籍簿本を請求する際に、本籍と筆頭者の氏名を役場住民課から聞かれるが、本籍とか筆頭者について伺います。

回答：戸籍の届出をするときとか、本籍などを請求するとき目的の戸籍を特定する目安となるものを戸籍の表示と称し、戸籍の表示は本籍と筆頭者の氏名で表わしています。

本籍は、行政区域、土地の名称

に注意する。
三、子どもや老人に対しては機械に近づけないよう安全配慮につとめる。

危険物取扱者試験のための講習会

消防法第十三条の規定に基づく昭和五十二年第一回目の試験が六月十九日行われる予定ですがこれに伴う講習会が次のとおり実施される。

講習会の期日

乙種第四類

期日 六月一日、二日の二日間

期日 六月三日

場所 秋田市山王四丁目 秋田県正庁

受講申し込み期日

五月二日～五月十二日

●受講案内は消防署まで(電話二〇二八)

および地番号で表わし、筆頭者とは、その戸籍の筆頭(一番さき)に記載されている者をいう。

たとえば婚姻によって新しく戸籍が作られるときに、夫婦の称する氏が夫の氏であれば、夫がその戸籍の筆頭に記載されるので、夫が筆頭者ということになる。

筆頭者の氏名は、筆頭者が死亡その他の事由によってその戸籍から除かれても消滅されることはない。

なお、本籍を表わすについて、住居表示に関する法律による街区符号を用いることもできる。くわしくは住民課戸籍係まで。

生ワクチンの投与(小児マヒ)

生ワクチンの投与をつぎのとおり行う。

◆対象者

第一回目 昭和五十一年九月一日から昭和五十二年一月三十一日まで生まれた子ども。

第二回目 昭和五十一年三月一日から昭和五十二年一月三十一日まで生まれた子ども。

なお、投与しなくともよいのは、五十二年三月一日以前に生まれた子ども。

◆日程

五城目地区、面湯地区
五月十一日(水)午後一時三十分～二時三十分まで

担当医師 畑沢、川崎

馬場目、内川、富津内、大川の各地区

五月十三日(金)午後一時三十分～二時三十分まで

広域体育館第二体育室

注 問診票の事項はこどもの健康状態を見きわめるため大切なので保護者は必ず記入のこと。

また、当日会場に来る前にこどもの体温を計り、健康状態を確かめてほしい。

母子健康手帳とスリッパを持参のこと。

悪徳消火器販売員に御注意

四月五月は、一年中で最も火災の多く発生する時期である。尊い生命、財産を火災から守るため住民一人一人が細心の注意をはらい

火災の予防に協力ねがいたい。さて、最近各地で消防署員と似た服装で消火器の訪問販売が行われている。その手口として

一、消防署の許可を得てきた。

一、後日農協から補助金をもらえ

る。

一、消火器を設置しなければ罰せられるなどの共通した口実で購入を強要している。しかしこのような事は絶対にないもので、とくに留守番をしているお年寄りや婦人の方は注意してほしい。

また価格も普通の場合よりかなり高く売っている現状である。このように悪徳セールスマンが横行しているので、もし不審な販売人が訪問した場合は、直ちに警察(四一〇番)または消防署(二〇二八番)に連絡してほしい。消火器をお求めになる場合は農協や消防署に連絡願いたい。

献血ありがとう

川島 善道 2	宮川 富郎 初	千田 善一 9	阿部 善道 8
伊藤 長一郎 3	小玉 甚一 2	田中 寿 6	高崎 村上 景子 3、24
児玉 昇 6	伊藤 興武 27	伊藤 辰雄 4	賢夫 ユミ 長女
工藤 兼一 12	渡部 錦栄 9	石井 孝一 24	浦横町 加藤 沙織 3、24
古戸 光雄 17	築地 宏之 9	石井 雅紀 3	中村 隆 長女
伊藤 和義 12	一関 勝己 22	石井 悦雄 10	中村 石井 貴子 3、28
猿田和香子 4	大原 国雄 12	石井 政勝 8	浅見内 久左衛門 裕子 3、29
長沢由紀子 3	勝田 重信 25	石川 正春 2	中村 工藤のぶ 長女
小玉 重吉 25	小笠原信子 初	石川 久喜 2	中村 睦 由美子 3、30
栗山 雅子 初	高橋まち子 初	佐藤 美広 初	中村 佐藤 和美 悦子 3、31
石井 光雅 19	金野 実 16	渡部 喜代子 初	久保 一関 恵 京子 二女
伊藤 洋子 初	金子 成敏 9	伊藤 賢一 初	新町 高橋 弘樹 礼子 長男
北島正千代 11	千葉 哲郎 22	藤田 博幸 初	大川 一區 山田 清子 長男
武田 秀雄 6	千葉千代美 9	富樫 博幸 初	大川 一區 山田 清子 長男
石垣 誠映 4	大山 清吉 2	池田 利明 初	大川 一區 山田 清子 長男
本間 敬悦 2	大森誠治郎 33	佐藤 英雄 初	大川 一區 山田 清子 長男
佐々木喜久雄 2	佐藤久兵衛 2	一関 恵美子 初	大川 一區 山田 清子 長男
	武田 豊 8	伊藤 彦彦 初	大川 一區 山田 清子 長男
		齊藤 昭昭 3	大川 一區 山田 清子 長男
		伊藤 昭昭 3	大川 一區 山田 清子 長男
		北条 俊夫 6	大川 一區 山田 清子 長男
		升屋長四郎 2	大川 一區 山田 清子 長男
		金子 時雄 3	大川 一區 山田 清子 長男
		菅原 昭男 14	大川 一區 山田 清子 長男
		渡辺 綱子 5	大川 一區 山田 清子 長男
		渡辺 博直 7	大川 一區 山田 清子 長男
		佐々木広志 3	大川 一區 山田 清子 長男
		中泉 甚一 2	大川 一區 山田 清子 長男
		菊地 春治 17	大川 一區 山田 清子 長男
		村井美智子 9	大川 一區 山田 清子 長男
		石井 鉄也 初	大川 一區 山田 清子 長男
		渡辺 鉄男 14	大川 一區 山田 清子 長男
		渡辺 司 4	大川 一區 山田 清子 長男
		川上 哲也 6	大川 一區 山田 清子 長男

誕生おめでとう

こざいます

上山内 小浜紀子 3、12	訂正
八田 伊藤 桂 悦子 長女	
浅見内 工藤 秀行 妙子 3、14	
秀夫 ユキ子 長男	

おくやみ申し上げます

四月	小杉田儀一郎 78	今町
三日	嶋崎テノ 71	大川
三日	伊藤 ミサ 80	富津内
十五日	館岡 東 22	高崎
十九日	小玉 タツ 78	浦横町
十九日	松浦 清一 62	高崎
二一日	館岡憲二郎 72	高崎

愛のおむつ運動の中で
上山内部落 三三枚
がもれていました。おわびして訂正します。